

平成29年度 大阪市プログラミング教育推進事業の
実施にかかる研究協力等に関する協定書

〇〇（協力事業者名）（以下「甲」という。）と大阪市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、次期学習指導要領における「小学校段階からのプログラミング教育」の導入検討を踏まえ、プログラミング教育の推進に向けた授業づくりや体験学習、教員の研修等に取り組み、その成果の普及を図ることを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項のいずれか若しくは全てについて、連携・協力するものとする。

- (1) 小中学校におけるプログラミング授業づくり
- (2) 夏休みや土日等のプログラミング体験の提供
- (3) 教材・テキストの貸し出し、教員研修等その他の協力

2 連携・協力に関する具体的内容は、仕様書、募集要項及びこれらの図書にかかる質問回答書並びに企画提案書に基づき、甲及び乙で協議して定める。

3 甲及び乙は、本協定と同様の協定等を別途第三者と締結することを妨げない。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条第1項に定める連携に伴い、相手方から提供された情報（口頭・文書・電磁的記録その他形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）を、この協定の有効期間中のみならずその終了後も、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩し、又は第1条に規定された目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時に既に自己が所有していた情報、又は相手方から提供を受けた後に、その情報を開示する権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- (2) 相手方から提供を受けた時に既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後、自らの責によらずして公知となった情報
- (3) 相手方から提供を受けた時点で、既に自らが正当に保有していた情報で、かつその旨を相手方に通知したもの。
- (4) 法令の定めに基づき官公庁からの開示請求に応じて開示する情報、又は正当な権限を有する第三者の正当な権限に基づく開示請求に応じて開示する情報

（連携期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

甲

乙 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市教育委員会教育長 山本 晋次